

おかだ耕一

後援会会報

通算 No.53

2012.1.1
(平成24年)

http://www.ko1.org/ E-mail:okada@ko1.org

発行/おかだ耕一後援会事務局 〒471-0809 豊田市宝来町4-758-141 TEL/090-1752-7529 (番号通知のみ受信)



謹んで新年のお慶びを申し上げます

旧年中は議員活動、後援会活動に対しまして、格別なるご理解、ご支援を賜り、ありがとうございました。また、4月の選挙では大変お世話になりました。

昨年は3月11日の東日本大震災と福島第1原発事故での大惨事や超円高の問題、タイの洪水等、豊田市の基幹産業である自動車産業も大きな打撃を受け、本市の財政にも深刻な影響を与えるなど、厳しい1年となりました。

さて、昨年末に開会されました12月議会では、保護者の皆さまから要望の強かった小学校68校、中学校26校での扇風機5,222台分の設置の契約締結(約1億4,800万円)と補正予算の計上など重要な案件が審議され、そのすべてを可決し、閉会いたしました。私は一般質問で「新たな病児保育室の開設」についての確認と「民間による新たな墓地整備に関する問題点」を指摘する質問を行いました。

厳しい財政状況のなか、私は市民の皆さまが本当に求める、責任ある市政実現のために、引き続き働かせていただきます。どうぞ、本年も昨年同様、温かいご支援を賜りますよう心からお願いいたします。皆さまにとりまして素晴らしい年になりますことを祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。なお、公職選挙法上、年賀状は失礼いたしております。ご了承ください。



豊田市議会議員 岡田耕一

「おかだ耕一を励ます会」 2011年10月29日

多くの皆さまにご尽力をいただき、10月29日(土)、高橋コミュニティセンター大会議室を会場に124名のご参加のもと、「おかだ耕一を励ます会」を開催いたしました。皆さま、ありがとうございました。おかだ耕一議員、後援会会員一同、大いに楽しませていただきました。今後も、おかだ議員、後援会役員ともども、さらに頑張ってまいります。よりいっそうのご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

おかだ耕一後援会 会長 森田 秋男



会場準備も着々と進みます



受付も準備OKです



森田会長 お礼のごあいさつ



ご歓談のコーナー その1



ご歓談のコーナー その2



ご歓談のコーナー その3



激励の歌のご披露



トヨタ自動車民謡サークルの激励の三味線演奏



後援会の皆さまの気持ちを一つに

1. 新たな病児保育室の開設

(答弁者は藤村こども部長)

この質問テーマを取り上げた理由 私は、先の市議会議員選挙において、市南部地域への病児保育室の開設を重点課題の1つに掲げ立候補した。その実現を求め今回質問した。

病児保育とは、子どもが急に発病しても、看病のために仕事を休めない時、代わりに看病してもらう人がいない時に子どもを医師・保育士・看護師が一時的に対応する保育。病後児保育とは、病後回復期の子どもを対象として保育士・看護師があたる保育のこと。

本市では、病児保育室『すくすくの森』や『ぴよっこ』が開設され、平成22年度の利用者は合計1,000名を超えた。病児保育は小児科医が対応するため、病後児保育よりも市民ニーズが高い状況である。そして、23年9月定例会では、「24年度に新たな病児保育室の開設に向け、現在、医療法人と設置に向けた調整を進めている」との答弁があった。



おかだ 病児保育室の開設時期や定員等、進捗状況、検討状況はどうなっているのか。また、開設までに解決すべき課題は。

答弁 現在、開設時期等を含め医療法人と市とで協議を進めている。事業内容は、既に開設している他の施設同様、定員は4名で料金、手続きなど利用条件は同じとなる。おかだ議員の病児保育への並々ならぬ想いは十分承知しているが、実現に向け協議、調整中であり、進捗状況や課題などあきらかにすることは、かえって合意への妨げになることが懸念されるので、内容は差し控えたい。

おかだ 開設予定の病児保育室はどこか。

答弁 上郷地区の医療法人だが、現在協議・調整中であり、法人名を公表できる段階ではない。開設準備が整った段階で、広く市民の皆さんにお知らせし、病児保育事業の利用の拡大を呼びかけていく。

おかだ耕一の意見 私は、現在、市が設置に向けた調整を進めている医療法人としっかり協議し、確実に24年度に上郷地区に開設されることを期待する。そして、次は北部地域にも同様の施設が開設されること、さらには他の自治体との広域利用、相互利用の早期実現も期待する。

2. 新たな墓地整備について

(答弁者は竹内保健所長)

この質問テーマを取り上げた理由 豊田市内の墓地計画に反対される方から相談を受け、話を聞けば聞くほど、市が許可を与えたことに疑問を感じた。この個別案件を例に挙げ、豊田市の墓地整備のあり方を考えるために取り上げた。

本市の墓地整備は市民ニーズに对应しているとは言えないため、私は長年、古瀬間墓園の充実を求めている。しかし、拙速に墓地整備を進めると、さまざまな問題が発生する恐れがある。近隣住民の理解を得ながら長期的視点で時代に合った整備を進めることが必要だ。

過去の墓地経営許可の実績

おかだ 本市は、平成10年4月1日中核市に移行し、県より墓地経営許可の権限が委譲された。10年度から22年度までの墓地経営許可申請受理18件のすべてが許可されている。これらの申請が許可に至る期間に大きな差異がある。その理由は何か。

答弁 許可した案件の最短期間は2日、最長期間は186日。その違いは、新たに墓地を造成する場合の新規許可申請、既存の墓地を拡張、縮小する場合の変更許可申請といった申請内容の違いや墓地の規模、設置場所のほか、事前の相談状況などによる。



市宮古瀬間墓園 3番墓所、4番墓所

「墓地等経営許可申請」について



「墓地等」の経営の許可を受けようとする者は、豊田市墓地、埋葬等に関する法律施行細則(以下、本細則)の第2条の規定によれば、墓地等経営許可申請書とともに、隣接土地の所有者及び使用者の承諾書をはじめ、各種資料等を添えて保健所長に提出しなければならないが、地元自治区の承諾等は求められていない。私は必要と考えるが、本市としての認識は。

自治区の承諾書は本細則第2条に規定する添付書類としていないが、今後、自治区の意見書等を添付させることも検討したい。

答弁



近隣住民の理解は大変重要である。承諾が必要な「隣接土地」の定義は何か。

隣接土地とは墓地計画がされた時点で申請地と接している土地をいう。申請地が幅員6m未満の道路と隣接する場合は、道路をはさんだ反対側の土地も隣接土地としている。

答弁



通常、墓地は駐車場と隣接道路なしには成立しない。これを逆手にとって墓地周囲を駐車場とその通路で囲むと隣接土地はなくなることができる。これは許されるのか。

もし、墓地を建設するために分筆したことが明らかであれば、分筆前の土地に接している土地も隣接土地と考える。

答弁



墓地の設置場所について確認する。本細則第6条によれば、住宅地などから110m以上離れた場所への設置が基準であり、尊重しなければならない。これを守っていない申請には、どのような対応を求めるのか。

申請者に対して、隣接土地の所有者、使用者の承諾書を添付するように求めている。隣接土地以外の110m以内の住宅等の所有者については、同意書の添付を求めている。

答弁

22豊感第481-1号の墓地経営許可は適切か?

平成22年7月29日、市内のある宗教法人から「墓地等経営許可申請書(以下、本件申請)」が出され、翌年1月31日に許可された(22豊感第481-1号)。本件申請に地元理解は得られておらず、反対運動にまで発展した。以下、本件申請について質問する。



本件申請地現況:左の通路のみが進入道路。仮設事務所奥が、駐車場予定地。右側竹林等が申請墓地予定地

本細則第6条では、市長が土地の状況その他特別の事由により公衆衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認める場合はこの限りでない」とされている。この「土地の状況その他特別の事由」とは。



例えば、設置場所が樹木で遮蔽されていたり、土地の高低差があり周辺に影響が少ない状況や申請墓地の必要性が高いことなどをいう。

答弁

本件申請について、申請地には110m以内に住宅や企業があるが、承諾していない方もいる。また、整備計画の説明すら受けていない方もいる。市はそれで良いと考えているのか。



本件申請は、本細則第6条の「土地の状況その他特別な事由」の除外要件に該当すると考える。墓地設置場所が工場及び山林等で囲まれ、樹木で地域住民とは遮断されている。また、墓地使用を希望する市民も多く、必要性が高いと認められる。一部住民の方の同意は得られていないが、除外要件に該当し、公益性を害する恐れがないと判断して許可をした。

答弁

本件申請の整備計画に対する本市の認識と覚悟は

本件申請は実際に反対運動が起きている案件であり、設置場所の基準にも合致していない。進入道路の最も狭いところは幅2.6m。車のすれ違いはおろか、墓石設置工事車両の通行にも支障が出る可能性がある。この道路状況を市はどう認識しているか。



本件墓地への進入道路は幅の狭いところがあるが、市道から約100mの距離であり、車のすれ違いにも待避が十分可能である。よって交通への重大な支障はない。申請者には「お墓参りや工事車両の通行で、近隣住民に迷惑をかけることがないように」と指導している。

答弁



この道路を直進すると本件申請地。アパート住民へは、墓地計画の説明すらしていない



本件申請は、区画数513、それに対して、駐車場はわずか16台分。これは適切と考えるか。また、墓地の規模に対する駐車台数の基準はあるのか。

墓地経営許可の審査で、駐車場整備に関する基準はないので16台の駐車台数が適切かどうかは、一概に申し上げられない。駐車場不足で近隣に迷惑をかけないように申請者へ指導している。

答弁

さまざまな問題があるなかで、本件申請の整備計画を総合的に判断して市は問題ないと言いつけるのか。市として許可した責任において、当事者間の仲裁をする覚悟はあるか。少なくとも、市は申請者が近隣住民に対して理解活動をするように指導すべきではないか。



墓地としての性格上、お墓参りが集中する時期は、一時的に混雑が想定されるが、本件申請は総合的に判断して、許可した。今後も説明会の実施などにより近隣住民の理解を得よう努めることを申請者へは指導していく。

現在の状況とおかだ耕一の意見 反対住民は、市長へ本件墓地等経営許可の取り消しを求めた書類を提出したが、市は棄却している。しかしその後、11月30日、申請者の宗教法人は総代会にて墓地移転を中止すると報告があった。現段階ではこの宗教法人がなぜ中止と決めたのか、申請を取り下げたのかどうかは分かっていない。ただ、このように地元の意向を無視したまま、ずさんな計画に許可を与えた責任を市はしっかり認識すべきだ。

3.11東日本大震災 被災地 大槌町へ

平成23年10月27日、28日に「東日本大震災からの復興～遠野スタイルによる被災地後方支援～」をテーマにした「地方自治経営学会 遠野地区研究大会」に参加しました。ボランティアとして被災地へ支援に入ることはできませんでしたが、この研究大会を通じ、岩手県大槌町では実際に被災された町職員さんからご説明を受け、現地の視察をさせていただきました。現地では言葉にできないくらいの衝撃を受けましたが、あらためて地方議員同士の連携や協力の重要性を再認識いたしました。この経験を今後の活動に生かしていきたいと強く感じました。 岡田 耕一



津波の被害により被災した町中心部



がれき除去作業が続く



大槌町役場 バスの車窓より

とよた市民の会 無料法律相談のご案内

～生活相談もどうぞ～

【開催日】2月11日(土)・3月10日(土) ※1月はお休みします

【時間】いずれも午後1時30分～3時 【場所】豊田産業文化センター4階

【お問合せ】小林おさむ 80-5323

弁護士に無料で相談できます。完全予約制といたしますのでご了承下さい。ご希望の方は前日までにご連絡ください。

おかだ耕一を支えるカンパは下記へお願いいたします

三菱東京UFJ銀行 豊田支店 (普通) 1113815 おかだ耕一後援会

郵便振替 00820-9-205061 おかだ耕一後援会

《他行からの振込口座 9900 089(当座) 0205061 オカダコウイチコウエンカイ》


カンパ頂いた方は通帳にはお名前しか表示されません。お礼を申し上げたいため、ご一報下さるようお願いいたします。政治資金規正法により、おかだ耕一後援会は、外国籍の方や企業・労働組合等の団体からの寄付は受けられません。

《連絡先》

TEL/090-1752-7529

FAX/88-9194

(こーいち)
<http://www.ko1.org/>

HP **おかだ耕一** 

E-mail:okada@ko1.org

市政に関するさまざまな
疑問、質問、要望、情報等
お気軽にお寄せください。